

松戸市教育委員会会議録

平成26年6月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成26年6月定例

開 会	平成26年6月12日(木) 14時03分	閉 会	平成26年6月12日(木) 15時38分	
署名委員	委員長 關 英昭 委 員 市 場 卓			
出席委員 氏 名	委員長 關 英昭	○	委 員 市 場 卓	○
	委員長職務代理者 瀧田 泰子	○	委 員 山 田 達 郎	○
	委 員 松 田 素 行	○	教育長 伊 藤 純 一	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 26 年 6 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	青柳 洋一	21	学務課 主幹	鈴木 敏雄
2	学校教育部 部長	大井 徹	22	保健体育課 課長	浅井 康正
3	” 参事監	門 良英	23	主事	野上 さくら
4	教育企画課 課長	宮間 秀二	24		
5	” 課長補佐	中野 幸子	25		
6	” 主幹	横田 浩一	26		
7	” 主査	藤中 孝一	27		
8	” 主任主事	橋本 欣之	28		
9	” 主事	伊藤 翔	29		
10	教育財務課 課長	鈴木 三津代	30		
11	” 課長補佐	三根 秀洋	31		
12	” 主幹	三田村 英俊	32		
13	” 主任主事	園部 大輔	33		
14	スポーツ課 課長	米本 恭輔	34		
15	” 課長補佐	齋藤 健司	35		
16	” 主査	菊池 俊一	36		
17	博物館 次長	林 総太朗	37		
18	” 館長補佐	秋谷 昌子	38		
19	学務課 課長	久保木 晃一	39		
20	” 課長補佐	高橋 信一	40		

平成26年6月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成26年6月12日（木） 午後2時00分

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

① 議案第34号

松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について (スポーツ課)

② 議案第35号

松戸市史編さん委員会委員の委嘱について (博物館)

③ 議案第36号

松戸市学区審議会委員の委嘱について (学務課)

④ 議案第37号

松戸市学童災害共済審査会委員の委嘱について (保健体育課)

(2) 報告議案

① 報告第2号

臨時代理による処分の報告について

(松戸市学童災害共済条例の一部を改正する条例の
制定について)

(保健体育課)

② 報告第3号

臨時代理による処分の報告について

(松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の
一部を改正する訓令の制定について)

(学務課)

(3) 報告等

① 松戸市職員措置請求（住民監査請求）について

（市立小中学校体育館に設置された気化式冷風機の
リース契約に関する措置請求について）

（教育財務課）

4 その他

委員長 傍聴についてご報告いたします。本日の教育委員会会議に4人の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づきこれをお認めいたしますので、ご了承願います。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

委員長 ただいまから平成26年6月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

委員長 開会に当たりまして、本日の会議録署名人を市場委員にお願いします。

◎議案の提出

委員長 日程に従い、議事を進めます。

本日の議題は議案4件、報告議案2件、報告等2件となっております。

◎議案第34号

委員長 初めに、議案第34号「松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

スポーツ課長 申しわけございません。説明させていただく前に議案書の差しかえをお願いしたいと思いますので、よろしくお願いたします。今からお配りいたしますので、よろしくお願いたします。

(差しかえ資料配付)

委員長 はい、それではお願いします。

スポーツ課長 それでは、議案第34号「松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」説明

させていただきます。

松戸市スポーツ推進審議会条例第4条の規定に基づいて、次の方を松戸市スポーツ推進審議会委員に委嘱するものでございます。

新たにスポーツ推進審議会委員として委嘱する方は、石川貴一郎さんと高尾司さんでございます。

提案理由ですが、松戸市スポーツ推進審議会委員のうち、退任の申し出及び人事異動があったことから、後任者を委嘱するためでございます。

任期につきましては、前任者の残任期間として、本日お認めいただければ本日から平成27年5月31日までの期間となります。

裏面の参考資料、スポーツ推進審議会委員名簿をごらんいただきたいと存じます。名簿の4行目でございますが、石川貴一郎さんは、前任者の富永桂明さんが退任いたしましたので、同団体から推薦いただいたものでございます。

次に、名簿の一番下でございますが、高尾司さんは、人事異動により石田勝彦さんの後任として市長からご推薦いただいたものでございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

そうすると、この書類の差しかえで違うのは提案理由のところでしょうか。

スポーツ課長 提案理由でございます。

委員長 表現を少し変えたということですね。

スポーツ課長 はい。

委員長 わかりました。内容については、変わりありません。

瀧田委員 字が違うんじゃないですか。

松田委員 教育委員会が認める者。

委員長 教育委員会が適当と認める者の、区分のところの。

瀧田委員 名前が違うんでしょう、貴一郎さんって「喜」になっている。

委員長 そうですね。石川貴一郎さんの字も違いますね。これは差しかえる必要がありますね。

失礼しました。議案第34号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。いかがでしょうか。

瀧田委員 それでは委員の委嘱についてはこれで結構だと思います。

スポーツ推進会議というのは10名が定員でしたか。

スポーツ課長 はい、10名以内となっております。

瀧田委員 定員いっぱいですね。

スポーツ課長 はい。

瀧田委員 去年はハーフマラソンがかなり課題になったと思うんですが、今年度どのようなスポーツの方向性を持つか、スポーツ推進会議の中では何か特段に方向性というのか、あるときはシニアのスポーツとかいろいろあったと思うんですが、何か話題になっている焦点のあるものがありましたら教えていただきたいんです。

スポーツ課長 毎年、審議会を開催されているんですけども、開催の時期が7月、来月になります。そのスポーツ審議会で議題となっておりますのが、毎年、スポーツ課関係事業と、それから保健体育課関係事業の予算、前年度との比較、前年度の事業報告、それから今年度の事業計画、そういったものをご審議いただいております。その中で、マラソンについても、今年はハーフマラソンではなくて通常の10キロに戻して七草マラソンをやりたいというような報告はさせていただきます。

瀧田委員 ああ、そうですか。

スポーツ課からの提案というか、そういうこともある程度おありなんでしょうから、それが従来どおりのものか、今、マラソンというふうにおっしゃいましたけれども、そういう方向性のある程度打診するという傾向はあるんですね。

スポーツ課長 毎年ということでしょうか。今年……

瀧田委員 いやいや、今年度。

スポーツ課長 今年度のことですか。

瀧田委員 というのは、ハーフマラソンの何か総括というかそういうものも、私たちは意見をここでは言わせていただきましたけれども、どういうふうになったのかなという市民の声も聞きながら、関心は高くなっているはずなので、そういうことも含めて、委員会の中での方向性など伺わせていただければと思いました。何を焦点にするかとかそういうことをスポーツ課に期待をしているところですが、会議では議題として出さなくちゃいけないことでしょうか、その前に発表できないかもしれませんけれども、そんなことをちょっと伺ってみたかったものですから。

スポーツ課長 新年度の事業計画という中と、それから前年度の事業報告もあります。前年度事業報告の中では、当然、今おっしゃられたマラソンの関係についてもご意見があるかと思えます。そういったところで、またそれをご意見として頂戴すると。

それから、新年度の方向性ということでは、新しい事業というのは今年度予定はございません。

瀧田委員 ああ、そうですか。

スポーツ課長 はい。通常どおりの事業を継続してやっていくという形になります。

瀧田委員 そうですか。ぜひ市民スポーツが力強い、力を発揮していただく中心にスポーツ課がなっただきますように祈っておりますので、よろしくお願いします。

スポーツ課長 はい、わかりました。

山田委員 人選については特に申し上げることはないんですが、特に健康福祉部長がかわられたという点は、完全にこれは行政機関の異動……。

この表を拝見して、今の構成メンバーが体育協会とか医師会とか青年会議所も含めて、大体お願いする団体、協力いただく団体、推薦母体をはっきりしているんですけども、それぞれ特色を持った意見が出ているのかどうなのか。そこは投げかけ方にもよると思うのですが、実際のやりとりというものはわからないので、ぜひ人がかわるとい意味では今回一つのきっかけですので、有益な意見をいただけるようにしていただきたい。

瀧田先生のおっしゃっているのと同じで、大きな方向性とかにヒントとか意見が出れば、こういう推薦母体の構成で機能していると言えると思うんですけども、ちょっとそこら辺はできていないということではなく、ぜひそれを促すような提案をして、よりよい意見を引き出す運営をしていただきたい。ちょっと形骸化しているのではないかということは、どの審議会も委員会も心配をしているというかすべきところかなと思っておりますので、そんな意味で意見として申し上げます。ぜひ引き出してください。よろしくお願いします。

スポーツ課長 今ご意見をいただきましたが、これまでの会議の中であつたことなんですけれども、平成23年なんですけれども大分前になります。そのときには、市長に対して建議をしております。その内容というのは、スポーツ審議会に市長にぜひ出席をしていただきたいと。その中で、市長として何をやりたいのかというようなことを直接お伺いしたいというようなご意見がございました。それからまた、手前どものことになりますけれども、スポーツ課の職員を増員してもらいたいと。そういうような、市長に対しての建議事項というのはございました。

それから、昨年ですけれども、これは委員の方の情報提供ですけれども、千葉県としての新規事業として、トップアスリートの派遣事業を始めましたよというような情報提供がございました。そういったことで、委員の方からもそういった情報をいただいております。

山田委員 ありがとうございます。一端はわかりました。

委員長 今おっしゃった、千葉県からのトップアスリートの派遣ということですが、それはどういうことでしょうか。

スポーツ課長 千葉県の新規事業として、トップアスリートの派遣事業というのが始まりました。例えば松戸市のほうで何かイベントをやりますというときに、そのトップアスリートの人に来ていただいて指導をしてもらいたいというときに、県のほうに申し出ますと、県のほうでその人材を探していただけます。その人を派遣してくれるというような事業です。費用は全部県のほうで持っていただけるということです。

委員長 それは、イベントに限るんですか。

スポーツ課長 イベント教室、スポーツ教室とかそういったものです。

委員長 イベントというと何か一時的なものの印象があり、教室だとずっと恒常的なもののような気がしましたが。

スポーツ課長 恒常的というところちょっと難しいかと思えます。

委員長 スポット的に指導に当たるという理解でしょうか。

スポーツ課長 そうですね、はい。

委員長 そうですか。

ないようですので、私から関連して1つ伺います。

スポーツ基本法になってからスポーツの見方が変わってきました。それに関しては数年前からこの委員会でもいろいろ話題にしています。松戸市のスポーツ推進や、あるいはスポーツの向上という視点から、この推進審議会では例えばこんなことを議論していますか。教育に関しては、教育長を中心に教育の施策や基本方針を出してきますね。スポーツ振興について何かそんなものが松戸市としてはあるのでしょうか。

スポーツ課長 すみません、今のところそういった基本方針というのはいないです。

委員長 そういうものをこれからつくるというふうな考え方はあるんですか。

スポーツ課長 そうしますと、また来月会議がございますので、教育委員会の中でそういった意見があったということは報告させていただきたいと思えます。

委員長 そういうものがあると、市長に対して、あるいは首長に対して、予算要求や企画案の提出にあたり、言い訳ができるような気がするんですね。それがなくて、単に思いつきでこれもやりたいあれもやりたいでは、ちょっと問題です。そういう視点が必要かなと思うんですが、何かありますか。

スポーツ課長 大分前ですが、作成したスポーツマスタープランという基本となるものがございます。これに基づいてスポーツの事業というものをやっていくような形になります。

委員長 そのマスタープランというのは何ですか。それは一般に知られていますか。

スポーツ課長 今、手元にスポーツマスタープランがありますので、これが教育長も委員としてつくられたものなんですけれども。一般に知られているかというのと、そこまでは知られていないと思います。

委員長 つまり、具体的にこんなことをプランとしてやりますということじゃなくて、松戸のスポーツはこうあるべきだというふうな意味でのことを意識したんですけれどもね。そういうものはありますか。

スポーツ課長 この中には記載されております。

委員長 載っているわけですね。

スポーツ課長 はい。

委員長 それを後で見せて下さい。

瀧田委員、ご説明願います。

瀧田委員 今は突然ですので用意はありませんが、その中で大きなのは、地域総合型スポーツクラブですね、あれは大々的なプランでもう結論をおまとめになったと思うんですが。今、松戸の中に3カ所できているというふうに伺っていますが。あの運営に関しては、3年たつと千葉県の方で予算もカットされるし、運営そのものは経済的に大変だというふうに聞いています。

発想はよかったと思いますが、日本の風土だと密着しにくい、理解されにくい、そんなところがありますよね。それは、やはり今後もこの5ヶ年計画の縛りの中で続けていくのか、それともまた考え直すのか。何かそんな考えはありますか。

スポーツ課長 今の総合型地域スポーツクラブですけれども、スポーツ課として重要事項に挙げております。今までまだ3つのクラブしかできておりません。今後、やはり増やしていかなければいけないということで、今年度、六実地区の方を対象に立ち上げについて説明会を開いていきたいなというふうには思っております。

瀧田委員 そうですか。それは、ある程度市のバックという、その地域だけに任せるというんじゃないで、相当支援をしてあげないと、まとまるものもまとまらないし協力体制そのものが弱くなりますので、その辺大変でしょうけれども、その地域である程度出発できるように面倒を見てあげていただきたいと思いますが。もしやる方向ならね。

スポーツ課長 委員さんもお存じのことだと思いますけれども、基本は自主運営という形が基本なんですけれども、その実情が厳しいというのは私どものほうも認識しておりますので、何らかの形で今後も支援する方法というものを考えていかなきゃいけないなというふうに思っています。

瀧田委員 ありがとうございました。

委員長 よくわかりました。

ちょっと気になったのは、松戸市スポーツ推進審議会条例の2条では、審議会は法律の第35条の規定に規定するもののほか、市長または松戸市教育委員会の諮問に応じ、スポーツの推進に関する重要事項について調査、審議するとあります。また、これらの事項に関して市長または教育委員会に建議するとあります。したがって、重要事項が何であると認識しているかというのは、やはり少し表面に出していただきたいという気持ちがあったものですから、そこのところなんです。

スポーツ課長 わかりました。

委員長 今これを拝見して、ある程度総論的に述べておられることはわかりました。これだと一般論的になりますから、重要事項を一目してすぐわかるようにしたものを示していただくのもいいのかなという気がします。一度それを議論していただけますか。

スポーツ課長 わかりました。

委員長 すみません。よろしくお願いします。

議案としては、スポーツ推進審議会委員の委嘱であります。提案していただいた新規お2人の方の委嘱についてのご承認をいただきたいと思います。質疑及び討論を終結してもよろしいですか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第34号の質疑及び討論を終結し、採決いたします。

議案第34号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第34号は原案どおり決定いたしました。

スポーツ課長 ありがとうございました。

委員長 次に、議案第35号「松戸市史編さん委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

博物館次長 初めに、一部差しかえがございますので、申しわけございませんが差しかえの文書を配らせていただきます。

(差しかえ資料配付)

委員長 はい、お願いします。

博物館次長 それでは、説明に入らせていただきます。

松戸市史編さん委員会の委員の委嘱につきましては、松戸市史編さん委員会条例第3条及び第4条並びに地方自治法第180条の2による委任規則第7号の規定により、委員会は5人の編さん委員で組織し、学識経験者、市の職員のうちから教育委員会が委嘱すると規定されておるところでございます。

本年6月30日をもちまして、このたび委員全員の任期が満了となることから、後任者の委嘱を提案するものでございます。

後任者につきましては、添付の2ページの名簿記載のとおりでございますが、今回は全員が再任となっております。参考までに、小山田先生につきましては17期目、関根先生につきましては8期目、大井先生につきましては7期目、中野先生につきましては2期目、こちらの博物館長を兼ねております望月先生につきましては2期目という状況でございます。

なお、任期は本年7月1日から平成28年6月30日までとなりますが、各委員さんには再任についてご内諾をいただいていることを申し添えさせていただきます。

なお、かねてより懸案でございました松戸市史上巻の改訂版でございますが、現在最終的な編集作業に入っているところございまして、年明けの1月中には刊行する予定で作業を進めているところでございます。

以上、議案第35号のご説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

委員長 ありがとうございます。

議案第35号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

松田委員 それでは、質問を2点させていただきます。

この委員会条例の第2条には、市長の諮問に応じて編さんについて調査、審議すると書かれてありますけれども、昨年度はどれぐらい、1年間に何回ぐらい開催されたのか、それを質問の第1にさせていただきます。

それから、第2点目です、第3条、先ほどご説明ありましたが、この委員には学識経験者と市の職員と、この中から5人を選んでいくことが書いてあります。それを踏まえて次のページ、裏側を見ますと、望月館長が学識経験者となっていますけれども、これを市の職員という区分の中でしなかった理由というのは何かありますか。

その2点、お願いしたいと思います。

博物館次長 わかりました。

まず1点目の昨年度の開催状況ですけれども、現在進めております市史編さんの上巻の編集作業の進捗状況に合わせて実施をさせていただいているところでございます。昨年につきましては、もう最終的な作業の中間プロセスでございましたので、ちょうど今年の2月になりますが1回だけ開かせていただいております、作業の途中経過のご説明と、それについてのご意見を頂戴したところでございます。

それで、今後の予定につきましては、今回ご承認いただきますと、最終的な作業に入っているものですから7月に開催をさせていただいて、そこで最終的な編集内容を皆様にお示しをし、ご意見を頂戴した上で、できるだけ速やかに製本作業のほうに入っていきたいと考えているところでございます。

それと、望月館長の件につきましては、市の職員という肩書もあるわけですけれども、やはり専門的な望月先生の知識を生かす部分のほうが多いものですから、学識経験者という位置づけにしておりますが、委員さんからご質問あったとおり、市の職員という肩書であっても差し支えはないものとは思っております。余りそのところにはこだわる理由はないのかなとも思っているんですが、ただ、先生のほうからすると、やはり学識経験者というほうが先生自体も参画しやすい部分はあるかとは存じ上げております。

松田委員 今、先生とおっしゃいましたけれども、この館長のことでしょうか。

博物館次長 すみません。望月館長のことでございます。

松田委員 わかりました。

希望としては、私は学識者と行政すなわち市の職員では視点が違うだろうと思います。委員会条例の第3条には、学識経験者と市の職員というふうに区分されているのですから、さまざまな立場から議論するという、あるいは編さんに当たるというようなことを考えても、市の職員を含めた方がよいと思います。その意味で望月館長を市の職員に区分されたほうが私としては好ましい調査、審議が可能になるのではないかと考えます。

博物館次長 はい、わかりました。今後の参考にさせていただきます。

委員長 参考までにお聞きしますが、昨年の「松戸の教育」ではここはどのような分類になって
いますか。

博物館次長 昨年の部分につきましては、市史編さん委員ですか、それとも……

委員長 望月委員については。

博物館次長 同じです。

委員長 同じように学識経験者と。

博物館次長 はい、変わっておりません。

委員長 ほかにいかがでしょう。よろしゅうございますか。

山田委員、何かありますか。

山田委員 よろしいですか。もうご説明いただきましたんですが、本当に市民から見ると市史
の編さんって何をつくっていて、その成果はどう享受できるのかということとはわからない
と思うんです。私も前も何かお聞きして、非常に息の長いというか、これは永遠にというか
続けるべき作業であるということはある程度は理解しているんですけども。で、上巻の改
訂版を出すところだということですよ。

博物館次長 はい、そうです。

山田委員 それは、どこかの時代までで、そこから後のはまだ、上・中・下ですか、3巻、
上・中・下巻の全体像というものが、市民全員が興味あるかどうかはともかく、松戸市民と
してそういうことを知ろうと思ったときに、どこに行ってもどういうふうにやればいいのかと
いうのは、ぜひ出していかないとつたいないと思いますので、ずっとこれ何十年来やって
いることで、これからも続けることとしても、ぜひそういうPRをしていかないと。

博物館次長 そうですね。今回、数十年ぶりに上巻の刊行が出ますので、やはりそういう機会
を狙って、山田委員おっしゃるようにPRをさせていただきたいと思います。

膨大な作業になるものですから、毎年つくったりするような質のものではないようなので、
ある程度の期間経過して、また内容が変わってきたときを見て改訂版を出していくと
いうような作業で。今回はご案内のとおり、古代から近世までということで、江戸時代まで
の内容が載るような内容なんですけれども、ここ数十年の間に松戸市ですといろんなところ
で新しい遺跡が発見されたりとか、そういったことで、これが最初できたのは昭和36年です
か、そのときと比べるとかなり量的にも膨大になってまいりますので、そういった意味での
改訂ということになっております。

委員長 なるほどね。恐らく山田委員は、費用対効果をかなり意識しておられると思います。

僕はそれも大事だと思うんですが、効果の面で、これを松戸市の小学生、中学生に何か還元できる方法がありますか、例えば、要約した郷土史の冊子というような形で配布できないかどうかです。これは、費用対効果という点で少し考えてほしいと思う点です。

それともう一つは、博物館のあの建物1階の奥に膨大な図書資料がありますね。郷土資料も含まれていると思います。これらの図書資料はあそこまで行かないと見られない。だけど、ちょっとのぞくと、とても重要な郷土史に関する資料がいっぱいあるんですね。あれ自身も市民の皆さんは余り目に触れないんです。

そういう意味で、山田委員がおっしゃったのは、せっかくそれだけの郷土史の重要な本をつくっていただくんだから、何かそれを市民の皆さんに知っていただくような方策も考えてはどうかということだと思っんです。もったいないと思います。

場所的な問題がありますから、どうか博物館に皆さん行ってくださいというわけにいかない。だけど、せっかくそれだけのいい成果を出している以上は、その成果を市民の皆さんに何か還元できる方法も考えていただきたいというふうに理解しましたが、それでよろしいですか。

山田委員 ありがとうございます。よろしいですか。

委員長 どうぞ。

山田委員 「のびゆく松戸市」というのが私の子どものころにはありましたけれども、あれはある。

教育長 あります。

山田委員 そういうところに何か……あれはどこでつくっているんですか。

教育長 あれは指導課です。

山田委員 指導課でつくっていらっしゃるんですか。主に現代のことが中心。

教育長 費用対効果を考えると、それぞれ問題があるんですけども、いずれにしても、先ほどのスポーツの部分にしても、あるいは市史編さんにしても、学校教育に比べて生涯学習のほうはそういうアピールが不足しているということは、これはこれまでの私たちの動きとしてやっぱり反省すべきところだと思う。なので、社会教育も基本計画をもう改めてつくろうと。

例えば今の話にしても、例えばですよ、漫画「松戸の歴史」みたいな、そういうのを去年部長とちょっと話題にしたことがあるんです。もっと市民の皆さんがわかりやすいものに取り組む必要性がそれぞれの分野であって、でも、一番、去年1年間見ていて足りないと思

ったのは、松戸の生涯学習のそういうメインの幾つかの分野がどこへ進んでいこうとしているのかなというのが、学校教育に比べるとなかなか見えにくい。なので、少なくとも今年1年間で、それだけははっきりする必要があるのかなというふうに思っています。

ですから、先ほどのスポーツも含めて社会教育全体がどういう方向を今後見ていけばいいのかというところを、それをまずスタンスを決めた上で、今のお話とかも、博物館の方々も、それから市史編さんの方々も、あるいは社会教育委員とか図書館審議委員の人たちも皆さんそれぞれの審議会、委員会で本当に積極的な議論を今始めてくださっているのです、その辺は少しお待ちいただければなというふうに思います。

委員長 そうですね。前回でしたか、社会教育委員会の報告書が出ましたね。僕はとてもいい報告書が出たと思っています。したがって、社会教育委員会では一定の報告書が出ていますので、それとの関連性があるかないかですよ。今、生涯学習とおっしゃったからこれは生涯学習部長のかかわりになるかと思えますけれども、社会教育だけではなく、義務教育、社会教育、それから家庭教育も含めて生涯学習全体としての進むべき方向について、トータルした何かを出せるといいんですけれども、何かそういうお考えありますか。

生涯学習部長 今年度、社会教育委員会議のほうから提言をいただきましたので、その提言に基づいて社会教育基本計画の策定を進めています。その中で社会教育施設につきましても、今回博物館の件が出ていますけれども、ほかにも図書館や戸定歴史館という松戸特有の歴史を語る施設もありますので、そういった施設をネットワーク化して、人や物を関連させて、松戸市特有の社会教育活動といいますか生涯学習活動を益々推進できるように、社会教育基本計画の中に盛り込まれていくものと考えています。

よろしくをお願いします。

委員長 わかりました。ありがとうございます。ぜひお願いします。

ほかにいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、議案第35号につきましては質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

議案第35号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第35号は原案どおり決定いたしました。

博物館次長 ありがとうございます。

◎議案第36号

委員長 次に、議案第36号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

ご説明願います。

学務課長 学務課長の久保木でございます。よろしくお願いいたします。

議案第36号「松戸市学区審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

松戸市学区審議会委員20名のうち4名の委員が人事異動等により変更が生じたことから、松戸市学区審議会条例第2条及び第4条の規定により、委員4名を新たに学区審議会委員として委嘱することを提案いたします。

任期といたしましては、前任者の残任期間として平成26年6月12日から平成27年7月1日までとなります。

なお、新任の委嘱者につきましては、次の2ページのとおりでございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

議案第36号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入ります。

特にありませんか。

それでは、確認だけさせていただきます。知識経験を有する者というところで、大嶋一夫松戸市立松戸高等学校長とありますが、市立松戸高校の校長先生はかわったんですか。

教育長 そうです、はい。

委員長 この4月にかわられたとか。

学務課長 はい、かわりました。

教育長 前は松戸南高校の教頭から。

委員長 そうですか。たしか初めて目にするお名前のような気がしたものですから。そうですか。

我々としては、市立松戸高校の校長先生の人事変更についてやっぱり関心があるので、その辺は事前に教えていただきたかった事柄です。その上で本件を承認するという手続が必要かなと思います。

4名の新任人事です。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、議案第36号についての質疑及び討論は終結し、採決いたします。

議案第36号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第36号は原案どおり決定いたしました。

学務課長 ありがとうございました。

◎議案第37号

委員長 次に、議案第37号は「松戸市学童災害共済審査会委員の委嘱について」であります。

ご説明願います。

保健体育課長 保健体育課長の浅井でございます。よろしくお願いたします。

初めに、議案第37号、お手元の資料に一部誤りがございました。おわび申し上げます。訂正のほう、よろしくお願いたします。37号の2ページ目でございます。上から3人目の加藤博之委員のところですが、役職が松戸市立牧野原中学校長とありますが、これが誤りでございます。正しくは、松戸市立常盤平中学校長でございます。申しわけございませんでした。

委員長 ご訂正願います。

それでは、お願いたします。

保健体育課長 議案第37号、松戸市学童災害共済審査会委員の委嘱につきまして説明させていただきます。

提案理由は、学童災害共済審査会委員の任期満了に伴って新たに委員を委嘱するため提案するものでございます。

議案書2枚目の委員委嘱者の一覧をごらんいただけますでしょうか。先ほどの誤りのページでございます。松戸市学童災害共済審査会委員の任期につきましては、松戸市学童災害共済条例施行規則第9条により2年となっております。備考欄が再任となっている委員につきましては、平成26年6月14日に委員の任期が切れることから今回再任のお願いをするものでございます。また、備考欄が新任となっている委員につきましては、今回新委員として提案させていただくものでございます。

なお、先ほどの誤りがございました加藤博之委員の前職は前保健体育課長でございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願申し上げます。

委員長 ありがとうございました。

議案第37号につきましては、ただいまのご説明のとおりです。これより質疑及び討論に入

ります。

松田委員 質問をさせていただきます。先ほどご説明ありました施行規則のことです。条例の施行規則8条にこの委員の職種が書いてありまして、第1号として学識経験者というのがあります。この場合に学童災害共済審査会で求める学識というのは、どういった専門の分野になるのか、ご説明いただけないでしょうか。

教育企画課長 ちょっと数的なものはわかりませんが、学童共済審議会等々、市にはさまざまな審議会が附属機関としてございます。その中で、学識経験者という選出区分というのは、ほぼどの附属機関にも共通する事項だと思います。

この学識経験者という意味合いなんですけど、確かに松田委員おっしゃるとおり専門の学問領域という部分というのもあるかと思いますが、実態といたしましてはこの学識経験者というのは、学問領域には限らず幅広い識見を有するといえますか、そういうさまざまな行政経験、あるいは議員さんとしてのご経験、もちろん大学教授等々の学問の知識経験、さまざまな分野から学識経験者として選出していると思っております。

ですので、この学識経験者という区分は必ずしも学問の領域に限定していないのではないかとこのように捉えております。

以上です。

松田委員 ありがとうございます。今のご説明で、学識経験者としては、市全体で豊富な経験と高い識見を有する者という解釈であるということと統一されているということであれば結構でございます。感想として、市議会議長が学識経験者に区分されるというのは今まで私にはあまり見たことも聞いたこともなかったものですから、質問させていただきました。

以上です。

委員長 恐らく、これは共済の審議会ですから、保険や共済の知識がある人というような期待感もあるんでしょう。

松田委員 はい、そのとおりでございます。

委員長 この合計6人の方の中には共済や保険についての見識をお持ちの方がいらっしゃるのでしょう。共済事故、保険事故が多いと、それと掛金との関係で、事故に支払うお金と、掛金として入ってくる部分との比率や、事故率を計算して、それで共済金は幾らかが適切かということ算定していきますね。そういった意味では、共済事故、保険事故にある程度知識を持った人もいてもいいのではないかなという、そういう含みだと思えますね。

そういう意味で、学識経験者にそういう人を少し期待してはどうかという思いもあると思

いますが、その辺はどうでしょう。

保健体育課長 委員長さんおっしゃるとおりだと私も思います。

この審査会というのは、収支決算とか、それから主に学童災害の場合や事故に対する見舞金を出すということで、保険とはちょっと性格が違いまして、ほぼ申請に対して見舞金は全額というかその等級に合ったものが執行されます。そういったときの審議をするときには、今おっしゃったような学識経験、そういうものに対して精通している方が非常にふさわしいと私どもも考えております。

委員長 そういうふうに思っていたら、それにふさわしい人を選んでいただくということでもよろしいかと思えます。

市場委員 市場ですけれども。

委員の方の選定については特に反対意見はありませんが、実際、その共済の対象になるような事故は大体どれぐらい起こっているものでしょうか。

保健体育課長 大体、年間500件から600件の申請がございます。その中で、やっぱり一番多いのが骨折とかねんざ。学童災害ですので、学校の管理下外で起きた土日のサッカーの習い事とか野球の習い事とか、そういうもので起きた事故は傷病に対して見舞金をお支払いするものです。

委員長 それでよろしいですか。

市場委員 はい、ありがとうございます。

委員長 ほかにいかがでしょうか。

瀧田委員、何かありそうですが、よろしいですか。

瀧田委員 ないといえばあれなんですけれども、今500件から600件とおっしゃったけれども、結構な数ですよ。年間にそれだけある。もちろん事務的な手続はなさるんでしょうけれども、この審査委員会というのは年に何回開かれますか。

保健体育課長 定期的な委員会は1回なんですけれども、例えば申請に対してこちらが見舞金を支給しますので、不服があった場合は臨時的に開かれる場合もございます。

瀧田委員 不服があればですか。

保健体育課長 はい。ここ数年、そのような不服の申し立てというのはございませんでした。

瀧田委員 じゃ、一応報告事項という形で審査会は機能を発揮しているということなんですか。

保健体育課長 そうでございます。

瀧田委員 はい、わかりました。問題が起こったときは慎重にお諮りいただきたいと思いますが、けれども、よろしくをお願いします。

保健体育課長 はい。

委員長 ありがとうございます。

今まで不服申請というのは結構あるんですか、それとも、ほとんどない。

保健体育課長 ここ数年というか記録の中では全くございませんでした。

委員長 そうですか、わかりました。

それでは、議案第37号につきましては質疑及び討論を終結し、採決したいと思います。

議案第37号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議がないものと認め、議案第37号は原案どおり決定いたしました。

保健体育課長 ありがとうございます。

◎報告第2号

委員長 次に、報告等です。報告第2号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。ご説明願います。

保健体育課長 保健体育課長でございます。続けてご説明させていただきます。

報告第2号、松戸市学童災害共済条例の一部を改正する条例の制定について、臨時代理による処分をいたしましたことをご報告させていただきます。

報告議案書3枚目及び4枚目の参考資料をごらんいただけますでしょうか。松戸市学童災害共済条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成25年12月13日、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立支援に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、平成26年10月1日から施行が予定されていることにより、表記条例についても6月議会に議案を提案するまでに教育委員会会議を開催する暇がないことから、緊急を要すると認め、松戸市学童災害共済条例の一部を改正するため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により臨時代理による処分をいたしました。

今回の条例改正は、条例に記載されている法律名を新しい法律名に改めるものでございます。

以上、報告第2号についてのご報告になります。よろしく願いいたします。

委員長 ありがとうございます。

4ページの8条の比較表をごらんください。22項の3号が従来「及び」で2つくくっていたものを、新規定は「並びに」を入れて「及び」で後ろのほうの「特定配偶者の自立の支援に関する法律」と結びつけたということですね。

保健体育課長 はい。

委員長 法律の名前が変わったことに伴う変更だけです。特定配偶者の自立の支援というのが何を意味するかは、これはその法律を参照しなければなりません、ここではそれは特に問題視する必要ないと思います。

いかがでしょうか。何か関連してご質問があればお受けします。

山田委員 この機会に教えてください。掛け金は幾ら。

保健体育課長 1件当たり、1人当たり100円の掛け金で、プラス100円市から補助いたしまして、総額で200円の掛け金で運営しております。

山田委員 対象は小中学生。

保健体育課長 松戸市立小中学校に在学する小中学生、及び市内に在学していて私立の小中学校に通学する子どもたちも対象となっております。市内に在住しているということが一つの条件でございます。

山田委員 ありがとうございます。

保健体育課長 こちらも該当する子は全くおりません。

委員長 これは中国に残留した日本人及び永住帰国した人たち、特定配偶者の自立の支援に該当する人たちの学童になりますね。

保健体育課長 はい。

委員長 だから、数としてはかなり限られるということですね。

保健体育課長 はい。

委員長 該当する子どもたちはいるんですか。

保健体育課長 子どもたちですか。

委員長 この共済というのは、その学童の……

保健体育課長 その子どもたちはおりません。

委員長 いないということですね。

保健体育課長 はい。

委員長 したがって、外国から来ている子どもたちの共済とは別……

保健体育課長 また別でございます。

委員長 わかりました。

いかがでしょう。よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 報告事項ですが、慣例に従って教育長が代理行使したことについて皆さんの同意を得る形でやっていますので、この代理行使について皆さんのご承認をいただけますか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ありがとうございます。

保健体育課長 ありがとうございます。

◎報告第3号

委員長 それでは次に、報告の第3号、再び「臨時代理による処分の報告について」です。ご説明願います。

学務課長 学務課長の久保木でございます。よろしくお願いたします。

報告第3号「臨時代理による処分の報告について」ご説明申し上げます。

松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定については、平成26年5月31日を効力発生日とする二ツ木・幸谷地区町名地番整備事業に伴う、町名地番変更が同月30日に告示されたことから、緊急を要すると認め、小金小学校、幸谷小学校及び小金南中学校の通学区域を整備するため、教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理による処分をいたしました。よって、同条第3項の規定により報告するものです。

ページをめくりまして、2ページが臨時代理による処分書でございます。

次の3ページには、松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令について載せております。

次の4ページ、5ページに新旧対照表を載せております。

6ページ、7ページに案内図と区域図を載せております。

よろしくお願いたします。

委員長 ありがとうございます。

報告第3号についてはただいまのご説明のとおりですが、何かご質問ありますか。

瀧田委員 地名の変更により学区が変わったということなんですが、その学校の通学のある程度選択はできるんでしょうけれども、実際に子どもたちがその学区変更によって変わらなくてはならない子どもたちというのはいるんでしょうか。

学務課長 地番の変更だけでございまして、学区は変わっておりません。

瀧田委員 地番の変更だけですか。この地図によって分かれているということじゃないんですね。

学務課長 それは、新しく大字の分け方が変わったというんでしょうか、分ける線が変わったということです。

瀧田委員 だけが変わったというだけで。

学務課長 はい。

瀧田委員 学区変更とは関係ない。わかりました。

委員長 今までの大字の境界が幾つかあったけれども、今度は2つに分けられたということですね。

学務課長 はい。

委員長 3つに分けられていたのが2つになったと。小字のほうは変わらない、そのまま使えるわけですね。

学務課長 その地図で申し上げますと、真ん中の点線の部分が新たな大字の境界の線でございます。

委員長 旧大字界は点1つですね。点1つのこの線があって、これが小字の界と一緒にあったものが少し変わっただけで。小字は変わらない。

学務課長補佐 全く変わらないということではなくて、6ページをごらんになっていただきたいんですけども、この斜線の部分を今回町名地番整備しておりますので、その中にある小字はすべて省略した形になっております。ですので今まで二ツ木何とか、幸谷何とかと言ったものが、この斜線の部分、町名地番整備した部分については小字はなくなりました。

委員長 小字はなくなったんですか。それですっきりしました。

何かご質問ありますか。この点については、山田委員が詳しい。

山田委員 要は、ここは道路ができて、道路形態はもう二、三年前でしたっけ、変わっていたんですね。それに応じてもう学区の変更は済んでいて、地番が追っかけ変わったということ。これ実際変わったのがいつ時点で変わったんですしたっけ。5月、6月。

学務課長補佐 委員、このことによって小学校や中学校の学区そのものの変更はございません。

あくまでも町名が新しくなりました、それで、もちろん線引きも変わりましたということで、当該の小学校、当該の中学校、中学校でいえば小金南中になるんですけども、その学校の学区そのものに変更はございません。

山田委員 いや、同じことを私も言っているんで。それで、それが変わったのが今度の6月からなんですか、地番が。

学務課長補佐 5月30日に告示をされまして、5月31日に効力発生ということになっております。

山田委員 それに伴うものということで。

学務課長補佐 おっしゃるとおりです。

委員長 よろしゅうございますか。

ところで、地番のそういう管理というのは、市長部局でどこが扱っていますか。

学務課長補佐 直接の町名地番整備を担当している部署は市民自治課になります。

委員長 市民自治課。

学務課長補佐 はい。そちらに町名整備の担当の部署がございます。

委員長 なるほど。そこに台帳があって、それに基づいて学区というのは連動して変わるだけですね。

学務課長補佐 町名が変更になることによって学区も変更になることはありません。

委員長 町名と学区は関係ないですからね。町名変更に伴って学区内の町名等が変わるというだけですね。

ありがとうございました。

よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 教育長、代理処分、ご苦労さまでした。

それでは、報告第3号については、皆さん、同意よろしゅうございますね。

(「はい」の声あり)

委員長 ありがとうございます。

◎報告等

委員長 次に、報告等です。最初に、松戸市職員措置請求についてがあります。

ご説明願います。

教育財務課長 熱中症対策の一環といたしまして、昨年9月より気化式冷風機を小中学校の体育館に1台ずつ設置させていただきました。この設置した冷風機につきまして、平成26年4月8日付にて、小中学校体育館に設置された気化式冷風機のリース契約に関する措置請求について、資料の2ページの住民監査請求書が教育委員長宛てに提出されました。

請求人が求める請求の要旨は、松戸市教育委員会教育長は、平成25年8月9日、補正予算を専決処分で決め、リース会社と6年間の契約を締結し、市内小中学校体育館に1台ずつ気化式冷風機を設置した。

次に(2)として、前年の猛暑を思うと児童生徒の健康確保と熱中症対策のため緊急対応したのはわかるが、熱中症対策なら6年間のリース契約ではなく短期レンタル契約とし経費を抑え、今年度以降のため買い取り、リース、レンタル、その他、経費と効果を十分検討し、26年度予算に反映させるべきではなかったか。長期リース契約をすることにより、利用期間が長くても6カ月とすれば、利用しない間の6カ月は無駄な賃料を支払うことになる。

(3)、このようなことは、地方自治法第2条第14項に反し、不要な賃料を支払うことは市民は許さない。

(4)といたしまして、このような契約を締結したことにより支払われるリース料に対し、松戸市は多額の損害をこうむることになる。

(5)といたしまして、教育長はリース契約の解約を含め、小中学校体育館の熱中症対策を検討し、どのような対応をするのか市民に説明することを求める。

この請求を受け、資料10ページの意見書のとおり、監査委員宛てに意見を述べさせていただきました。請求人が請求している6年間のリース契約が地方自治法第2条第14項に反していることについて、リース契約、売買契約、レンタル契約のいずれの方法によるべきか、それぞれのメリット、デメリットについて詳細に検討いたしました。

意見書にも述べさせていただきましたが、それぞれの経費について金額を申し上げます。

リース契約6年間64台、4,837万7,280円。レンタル契約、導入方法の検討時点ではレンタルの契約の設定がなかったため経費の算出はできませんでしたが、最近レンタル契約が開始されたため経費を算出したところ、6年間64台、1億799万2,500円。売買契約、6年間64台、4,892万424円。さらに、在庫や納期、本市における財政状況を含め総合的に検討した結果、気化式冷風機が平成25年8月30日までに市内小中学校に確実に納入され、かつ、本市の財政負担の平準化が図れる等、最も効果的に調達できる契約形態は6年間のリース契約であると

判断し、本件契約を締結したものでございます。

次に、利用しない6カ月間は無駄な賃料を支払うことになり、松戸市が多額の損害をこうむることについては、請求人が主張するように年間で最大6カ月程度の未使用期間が生じる上、当該期間のリース料の支払いが必要となります。

意見書の中にも述べさせていただきましたとおり、契約種別ごとのメリット、デメリットや、導入に要する経費を総合的に検討した上で、リース契約によることが最小の経費で最大の効果を発揮できるものと判断しております。

以上のとおり、本件契約については何ら違法、不当な点はないものと思慮いたしますと意見を述べさせていただきます。

このことを踏まえ、去る5月9日、監査委員全員出席のもと事情聴取が午後1時から2時まで監査委員室にて行われました。気化式冷風機を導入した経緯、導入に当たり安全面を含めた管理体制、制定の理由、学校の意見や児童生徒の感想、なぜ一般競争入札にしなかったのか、日常の管理はどのようになっているのか、6社選定の理由など、さまざまな質問が出されました。

その結果、13ページから22ページのとおり、平成26年6月4日付、監査委員より結果が送付されてまいりました。

監査の結果でございますけれども、18ページ中段より下、監査委員の判断の文中、本件請求は理由がないものと判断し、これを棄却するという結果でございます。

最後に、22ページに監査委員の意見として、気化式冷風機の導入に当たり、違法または不当な契約締結等は見受けられなかったところではあるが、本件契約は児童生徒を熱中症から守るため緊急対応したのものとして、やや時期を逸したことは否めない。今後活用するに当たり、安全面で十分な配慮をした上で、各学校の冷風機の使い方については教育委員会で集約するなどして、より一層の有効活用ができるよう努められたいということでございます。

教育財務課といたしましては、学校、児童生徒の意見などを集約し、引き続き有効に活用し、創意工夫をしてお使いいただくよう働きかけてまいります。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。報告事項の1つであります。

何かご質問ありますか。

山田委員 今、資料の詳細なところまでは、ざっと内容を今のご説明も含めて要約をすると、私もこのお話が最初に出てきたときに、何だやるんならもっと早くやればよかったのとい

う意味で、時期を逸したのではないかというような監査委員の意見もついているとおり、確かにそこら辺については、今年の後半はもったいないんじゃないかというような見方があるのは確かだと思うので、これはもうただ緊急対応としての、非常に猛暑だったということに対しての対応としてあり得ることなんだろうというふうには思うんですね。

思うんですが、実際使ってみての有効かどうかというところが一番重要で、無駄か無駄じゃないかというのは、一遍にこれだけのものを、リース契約というのは言ってみれば分割で買うようなものでもありますので、そうやって一気にやらないで、この方の意見とするとテストケースで半年見て、それからやればよかったんじゃないかっていう多分ご意見だと思うので、もちろんそれはそれで一理あるところではあります。

そういった意味で、一遍に手当てをしたということによってどういう効果があるのかというところが、結果論ですけれども非常に大事だろうと思うのですが、現場の声と使用状況を教えていただけますでしょうか。

教育財務課長 まず、学校の意見を私どもでアンケートをとらせていただきました。学校よりさまざまな意見をいただいております。冷風機周辺は非常に涼しいと、体感気温は下がっているというおおむねの好評の意見をいただいている一方で、音がやはり大きいものですから、集会を開くときに少し気になったといったような学校のご意見を頂戴しております。

また、子どもたちの意見でございますけれども、子どもたちの意見を学校を通して聞いていただいたところ、非常に涼しいと、休憩時間に冷風機の周りに集まって涼んでいる。例えば体育が終わった後、教室に戻る前に子どもたちは冷風機の前に当たって涼んで教室に入ることによって、非常に汗が引いて効果的だというようなことで、子どもたちは非常に喜んでいるというようなことは聞いております。

山田委員 今年暑い日がありましたが、実際稼働する期間を、今年に入ってからも含めてどのように想定されていますでしょうか。

教育財務課長 既にもう今年、5月からというか4月後半ぐらいから大分暑くなってきておりますので、校長会を通じてどんどんお使いいただくようにというようなことで学校のほうには働きかけさせていただいております。

既に、学校のほうでは5月からもう使っているということを知っておりますので、今年5月から、いつまで暑いかというのはわかりませんが、大体11月前半ぐらいまではお使いいただけるのかなというふうに思っております。

また、部活動等で学校は一年を通してやっておりますので、各学校、工夫していただいて

極力お使いいただくようお願いはしたところでございます。

市場委員 市場です。

これ、各学校に1台ずつということですか。

教育財務課長 はい、各学校1台ずつでございます。

市場委員 きのう、医師会で熱中症の勉強会をやりまして、市立病院の庄古先生に話をしてもらって。冷風機はもちろんいいんですけども、やっぱりこれじゃ不十分だろうなという気は非常にしてしまっていて、今後またもうちょっときちんと熱中症対策を考えていただかないと、実際に、きのうも話がありましたけれども、体育館で何か運動部の壮行会をやって熱中症になった子がばたばた出たという話とかありましたし、やっぱり相当暑いですので、その辺のことは今後また考えていただきたいなと思いますけれども。

教育財務課長 市場先生のおっしゃるとおりで、今、学校教育部のほうも熱中症対策についてはいろいろ手を打ってやっていたいただいているところでございますので、やはり学校教育部さんとも一丸となって、熱中症対策については引き続きやらせていただきたいと思っておりますし、この冷風機1台ではございますけれども有効にご活用いただきたいというふうに思います。

松田委員 監査委員の意見が22ページにありますけれども、これの担当課としての受けとめ方をご披露いただきたいと思います。各学校の冷風機の使い方については教育委員会で集約するということがありまして、何を集約するのかということが書かれていませんが、これをどのように受けとめていらっしゃるかということです。

それから、もう一つ、有効活用ができるように努められたいということが述べられています。考えるに、ただ単にこれを使え使えということだけではだめなんだろうと思っていて、この有効というのをどのように受けとめたらいいのか考えていかなければなりません。担当課のご説明をお願いします。

教育財務課長 まず1点目の「集約するなどして」というところにつきましては、私どものほうで受けとめていることは、一応まず各学校でどのような形で使うというか、ある程度アンケートをとりながらこういう使い方もあるとか、そういったことではないかなど。

教育委員会では、なかなかその使い方、こちらのほうも一応マニュアルをお渡ししてございまして、使い方等をお示しはさせていただいておりますけれども、やはり委員会として各学校でどんなお使い方をするのかというようなことを、再度学校のほうから集めて、それをまた学校に流すと。こういう使い方もありますよという形で流すというようなことではない

かなというふうに思っております。

「より一層の有効活用」、これは繰り返しになりますけれども、やはり一日も長くお使いいただくような形で各学校にお願いをするというようなことではないかなというふうに思っております。

学校教育部長 昨年度、各学校でいろんな使い方をされております。例えば授業中であるとか、集会時であるとか、それから部活動の時間であるとか、いろんな使い方をされてはいますが、どういう使い方が有効かというのをやはり集約して、こんな使い方が有効ですよというあたりを各学校に、市内64校ありますので、そこに広げていくというのが有効活用になっていくのかなというふうに思っています。

そのためにも、いろんな情報を委員会の中で集約して、それを各学校に流していくということを行っていきたいと思っています。

以上です。

松田委員 ぜひ、今、部長さんがおっしゃったようなことを実行していただければと思います。

マニュアルの話が教育財務課長さんから出ましたけれども、やはりこのマニュアルがどういった使い方をされているのか、きちんと使われているのかどうか、その辺もやはり非常に大事な視点だろうと思います。ただ、一日でも長く使えばいいというふうな、そういうことでもなさそうですので、有効な使い方ということについては、今ご回答いただきましたようにいろいろ事例を集めて、今後も検討していただきたいと思っています。

山田委員 これは冷房じゃなくて冷風機なんですよ。冷房化について、校舎のほうについてはこれはまた別の話として検討中。検討じゃない、もう実施中でしょうか。

教育長 28年度に……

山田委員 28年度に実施するのですか。

委員長 ちょっとお待ちください。それは大事なことですから、教育長、はっきりおっしゃってください。教室の冷房化は……。

生涯学習部長 教室の冷房化につきましては、今、平成28年度を目標に準備を進めているところです。当初、第5次実施計画をつくった時点で、松戸市の場合は3.11を受けて耐震化を優先させたという経緯があります。耐震化を100%終了するのが平成27年度になりますので、耐震化が終了した翌年の28年度から、3カ年をかけて普通教室を冷房化していこうという計画を持っておりました。

しかし、こここのところの猛暑を受けて、冷房化をできるだけ早期に実施できないかという

ことで、期間を短縮して平成28年度に小中学校全校を一括して普通教室の冷房化を実施できるようにと、今年度から準備を進めているところです。

以上です。

山田委員 ありがとうございます。

冷房と違う冷風機の効果というんですか、その効果をどういうふうに使えばいいのかって本当に難しくて、一瞬そこで体と頭を冷やして、また暑いところに戻ってくるというのはどうなのかなというところが。

教育長 そこがなかなかわかりにくいと思います。例えば、体育館という極めて特殊な場の使い方というのは本当に何種類もあって、例えば、松田委員もご存じですけれども、バドミントンとか卓球とかをやる場合には風を送らせるわけにはいかない。ですから、逆にあえて風はとめなきゃいけない。そうすると、体育館ではエアコンのようなものというのは普通、機能できないんですよ。もう本当に性能の高いエアコンじゃないと、そういうスポーツはできない。

基本的に運動する場ですから、選手はそれでも暑いわけで、そういうときに冷風機を休憩時間に一瞬でも稼働させることによって、生徒がものすごい暑い状態からずっと体を冷やすだけでも選手というのはものすごい効果があるんですよ。

教室というかこの現在のようないくつかの気温の上がり方を皆さん想定するんですけれども、体育館という場はいろんな状況を想定しないとできないわけで、ですから、集会の前に例えば30分ぐらい冷やして全体を下げておく使い方とか、あるいは、今のような特殊な運動をするときにはそのままにしておいて、選手が休憩するときにぼんと一気に体を冷やすような工夫をするとか、それぞれの状況に応じていろんな使い方が想定されると思いますけれども、それがなかなか一般の人たちの生活の中では恐らく理解しにくいかなとは思っています。

ですので、先ほどから言っているように、どういう使い方をしているかというのを一回まとめて、そういう事例というのをきちんと示さないと、なかなか皆さんにはわかりにくいところかなというふうに思います。

ついでに言うと、体育館を冷房するというのは物すごい大変なお金がかかりますので……

山田委員 あり得ないですね、学校では。

教育長 あり得ないです。

山田委員 市場先生が先ほど、これじゃ十分じゃないんじゃないかというご意見でした。だから、やっぱりいろいろ医学的見地からも含めて、効果的な使い方とかということが浸透して

初めてお金の意味が出てくるんだらうと。ですから、そこは使え使えじゃなくて、確かに松田先生がおっしゃったように、やっぱりどうやったらいいのかというのが科学的にぜひ。

教育長 学校の生徒の熱中症も含めて、できるだけ快適な生活をするための環境というのは、教室は教室、体育館とか、グラウンドはグラウンドというふうに、やっぱりそういうふうきちんと分けて考えないと、なかなか十把ひとからげではいけないので、その辺は難しいかなというふうに、その辺理解する人ってなかなかいない。

委員長 そうですね。温暖化なのか地球の気候変動のあらわれなのかは全く断言はできません。だから、人間の知恵で何とか対応しなければいけない。その一環として冷房化もありますが、体育館の冷房化は確かに難しいでしょうね。そうすると、冷風機に頼ることになる。あるいは、今後何かいい機械や道具が見つければ、開発されれば、それを利用していくということになる。

いずれにしても、子どもたちを熱中症から守ってあげる。そういう状況から守り、体育活動がうまく運営できるような方策を講じるということになりますね。

全くこれは将来わかりません。しかし、緊急に教育長の判断で、あるいは皆さんと学校現場と意見交換した結果、この冷風機が最適であろうということでこのような措置をとっていただいたわけですが、監査委員としてはこのような判断をしていただいたというご報告になります。

もう1件、報告等がございますが、今の教育財務課の件についてはよろしいですね。

(「はい」の声あり)

委員長 どうもご苦労さまでした。

それでは、お願いします。

学務課長 先日発生しました春木川における男子児童転落事故の概要について、ご報告申し上げます。

事故の発生日時でございますが、平成26年6月6日金曜日、午後4時45分ごろです。

当該の児童は松戸市立稔台小学校1年生男児、内山朗希君です。

事故の概要でございますが、小学校から下校しました当該児童は、母親が弟を迎えに行っているすきに家を出て、近くの春木川にかかる爽やか橋というところで欄干をまたいで遊んでおりました。その後、川に転落をして行方不明となりました。警察並びに消防が捜索に当たり、その後、平成26年6月9日月曜日、午前11時57分、転落した場所より約1キロ下流の高杯橋付近で発見されました。その後、死亡が確認された事案でございます。

以上でございます。

委員長 ありがとうございます。

何かご質問ありますか。

山田委員 本当に残念なことだと思うんです。教育委員会として今ご報告をいただいたんですけども、これは下校時ですか。それだけちょっと確認させてください。

学務課長 下校後、うちに帰った後でございます。

委員長 これは警察発表の内容と理解してよろしいですか。

学務課長 警察がどこまで発表しているかはこちらもはっきりとは把握してございませんが、学校名、氏名等は発表されたと考えております。

委員長 その中で、一つ確認ですが、ここにありますように川に転落して行方不明とありますね。これは、川に落ちたということをごんたか見ていたんですか。

学務課長 新聞報道によりますと、近所の方が見ておって警察に通報していただいたということとであります。

委員長 なるほど。

松田委員 今、欄干をまたいで遊んでいたということでした。結構低い欄干ということなんだろうと思いますけれども、こちらのほうについては何か対策を今後とっていくとか、関係部署に申し入れをしていくとか、そういったことは考えられますか。

学務課長 関係の道路維持課等と連絡をとりながら、もう一度道路の安全については確認をしてまいりたいと、保健体育課等とも連絡をとりながら進めてまいりたいと思います。

以上です。

松田委員 よろしく願いいたします。

委員長 ほかによろしゅうございますか。

ないようですので、どうもありがとうございました。

学務課長 ありがとうございます。

委員長 本日の議題は以上です。

◎その他

委員長 その他に移ります。

事務局より何か報告ありますか。

特にないですか。

委員の皆さん、何かありますか。

ないようですが、私のほうから報告をさせていただきます。

5月14日に東口地区の教育委員会の総会が野田市でありました。5月16日には関東甲信越静の総会及び研修が長野市でありました。それから、5月28日は、千教連の総会と研修会が佐倉市でありました。出席参加された委員が今年は珍しく少なかったもので、そのことをご報告します。とてもいい研究報告を聞いてきたというふうに私は思っています。

他になれば、事務局、次回の教育委員会会議の日程についてお願いいたします。

教育企画課長 では、来月平成26年7月の定例会でございますけれども、7月3日木曜日、午後2時から、こちら5階会議室で開催ということでいかがでしょうか。

委員長 皆さん、よろしゅうございますか。次回は7月3日木曜日、午後2時からということですが、よろしゅうございますか。

(「はい」の声あり)

委員長 それでは、確認いたします。次回教育委員会会議は、平成26年7月3日午後2時から教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉 会

委員長 以上をもちまして、平成26年6月定例教育委員会会議を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

閉会 午後 3時38分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会委員長

松戸市教育委員会委員